

交 対 協 第 6 9 号

平成30年10月31日

埼玉県交通安全対策協議会各委員 様

埼玉県交通安全対策協議会

会長 埼玉県知事 上田 清司

(公 印 省 略)

交通死亡事故多発非常事態宣言の発令について (通知)

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内では平成30年10月30日現在で、149人の方が交通事故で亡くなっており、過去3年間の同時期の平均と比較して15人増加するなど、異常な増加傾向にあることから、埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱第2条に基づき、下記のとおり、県内全域に交通死亡事故多発非常事態宣言を発令するので通知します。

については、第4条の別表に掲げる推進事項をはじめとした集中的な交通事故防止対策の推進のほか、早めのライト点灯や歩行中、自転車乗用中の交通事故防止について、職員、従業員の皆様をはじめ、関係企業や団体の方々にも積極的に発信していただきますようお願い申し上げます。

記

- 非常事態宣言の発令日 平成30年11月1日
- 非常事態宣言の発令期間 平成30年11月1日から12月14日までの間

《担 当》

埼玉県交通安全対策協議会事務局 石藤
(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内)

電 話 048-830-2960

FAX 048-830-4757

E-Mail a2950-03@pref.saitama.lg.jp